

ナチス期ドイツにおける社会的総資本の組織化-全国工業集団・経済集団-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳澤, 治 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7185

ナチス期ドイツにおける 社会的総資本の組織化

— 全国工業集団・経済集団 —

柳 澤 治

《論文要旨》

ナチスによるドイツ経済の再編成において、1934年2月のドイツ経済有機的構成準備法と同年11月の上記法律の施行令に基づく経済諸部門・各業種の強制的な組織化は、地域的な経済団体としての商工会議所の改造（1934年8月）とともに、著しく重要な意味を有していた。

ドイツ経済を構成するすべての経済部門は、農業を除いて、この二つの法令により、工業、商業、手工業、動力業、銀行、保険業の6部門、及び交通に分けられ、それぞれが「全国（ライヒ）集団」（Reichsgruppe、「全国団体」とも邦訳される）の下に統括された。業種別の全国イヌンク団体から構成される「手工業集団」と、「交通集団」を除き、「工業」等の各全国集団は、単位組織としての「経済集団」（Wirtschaftsgruppe）によって編成され、また後者は、動力業を除き、専門集団（Fachgruppe）、さらに専門下部集団（Fachuntergruppe）を下部組織として有した。7つの全国集団のうち最大の組織は、全国（ライヒ）工業集団（Reichsgruppe Industrie）であり、そこでは各々の経済集団は、7つの大部門＝「主要集団」（Hauptgruppe）に編成された。全国工業集団は、同時に地域的にも組織化され、1935・6年頃には、14の地域集団が存在した。

本稿は、ドイツ経済のナチス的組織化の最重要局面を形づくる上の経済団体の編成の中から、工業諸部門の組織化の基軸をなす全国工業集団・経済集団を取り上げ、その特質と活動状況を分析する。

キーワード：ナチスドイツ、経済組織化、全国工業集団、経済集団、カルテル

はじめに

ナチスによるドイツ経済の再編成において、1934年2月のドイツ経済有機的構成準備法（Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft）と同年11月の上記法律の施行令（Durchführungsverordnung）に基づく経済諸部門・各業種の強制的な組織化は、地域的な経済団体としての商工会議所の改造（1934年8月）とともに、著しく重要な意味を有していた。

ドイツ経済を構成するすべての経済部門は、農業を除いて、この二つの法令により、工業（Industrie）、商業（Handel）、手工業（Handwerk）、動力業（Energiewirtschaft）、銀行（Bank）、保険業（Versicherungen）の6部門、及び交通（Verkehr）に分けられ、それぞれが「全国（ライヒ）集団」（Reichsgruppe、「全国団体」とも邦訳される）の下に統括された。業種別の全国イヌンク団体（Reichsinnungsverbände）から構成される「手工業集団」（Reichsgruppe [Reichsstand] Handwerk）と、「交通集団」（Reichsverkehrsgruppe）を除き、「工業」等の各全国集団は、単位組織としての「経済集団」（Wirtschaftsgruppe）によって編成され、また「経済集団」（動力業を除く）は専門集団（Fachgruppe）、さらに専門下部集団（Fachuntergruppe）を下部組織として有した。7つの全国集団のうち最大の組織は、全国（ライヒ）工業集団（Reichsgruppe Industrie）であり、そこでは経済集団は、7つの大部門＝「主要集団」（Hauptgruppe）に編成された。全国工業集団は、同時に地域的にも組織化され、1935・6年頃には、14の地域集団（Bezirksgruppe）が存在した。

本稿は、ドイツ経済のナチスの組織化の最重要局面を形づくる上の経済団体の編成の中から、工業諸部門の組織化の基軸をなす全国工業集団・経済集

団を取り上げ、これを資本主義的な社会的総資本の組織化として捉え、その特質と活動状況を分析する。その理由はおおよそ次の点にある。

この組織は資本主義的な形態をとるドイツ工業の産業部門・業種の殆どすべてを網羅し（「手工業」分野にも資本主義的な経営が含まれていたが、小経営が圧倒的に優勢であった）、しかも各分野のすべての企業は、この集団（グループ）への加入が強制された。つまり、工業集団は、ドイツ経済の再生産過程を規定する資本主義的な社会的総資本の強権的な組織化に他ならず、ナチス経済体制の全体的な機構の形成にとって、最も基軸的な位置を占めるものとなった。

周知のようにナチス体制と資本主義との関係は、ファシズムないし全体主義と資本主義経済との関連を問う現代史の最大の課題である。ドイツの資本主義的企業の総体的な組織化＝編成を体現する全国的工業集団・経済集団の活動は、これまで研究の力点が置かれてきた独占資本や金融資本とナチス権力との関連を包摂するばかりでなく、中小資本を含む広範な諸工業部門＝総資本の全体的な動向とナチス体制との関係を集約的に示すものと考えられ、その分析が不可欠の課題となるのである。

ナチス権力の下での工業集団を含む全国（ライヒ）集団の組織化は、同時代のアメリカや日本で注目され、その状況がすでに詳しく紹介されていた⁽¹⁾。そして戦後、A.シュワイツァー⁽²⁾も『第三帝国における大企業』において、企業、とくに大企業とナチズム・ナチス体制との関係という視点から、工業におけるこのナチス的な経済組織化を重視した。他方、ナチス期の全国工業集団をとりわけ独占資本の利害に結びつけ、ナチス体制をそのような観点から国家独占資本の体制として分析したのは、旧東ドイツ（ドイツ民主共和国）の歴史家たちであった⁽³⁾。

日本の歴史学界においては栗原優⁽⁴⁾が、長文の論文を発表し、それらの観点を批判的に継承しつつ、ナチス政権初期におけるドイツ工業全国身分から

上記の法律による経済集団の全国的な編成への移行を詳細に分析し、一方では重工業や電機・化学両部門の独占資本と完成品工業の利害対立、他方ではナチス党内の勢力対抗を考慮しながら、経済と政治との両局面の複雑な関連の推移を、とくに人的な関係に焦点を合わせて解明し、その中で急進的な身分制的秩序構想が排除され、シャハトの権力を背景に、「重工業指導下で完成品産業との妥協体制」が形成されたことを示した。

この全国工業集団・経済集団の具体的な活動を詳細に分析し、その観点からナチス期の国家と経済との関連を解明した最新の研究は、D.カーンの大著である⁽⁶⁾。カーンは、一方ではアイヒホルツら旧東独の歴史家たちの実証研究の成果を吸収しつつ、ナチス期における独占資本の規定性を重視しながら、他方では国家的イデオロギー的要素の独自の意義をも考慮し、両者の対立と結合の状況を解明し、その上で独占資本の力の優位を示そうとした。

しかしカーンは、ドイツ経済における独占資本の規定性を一面的に評価し、ドイツ資本主義を構成する非独占的な資本主義的企業の役割を殆ど考慮にいれず、資本家の圧倒的な部分を構成するこの中小の資本主義的企業の独自の位置、それとナチス体制との関連を事実上無視した⁽⁶⁾。

これに対して本研究は、上述したように、全国工業集団・経済集団を、独占資本（巨大企業）のみでなく、広汎な非独占的な資本主義的企業を含めた、社会的総資本の強制的な組織化として捉えようとしている。

それでは全国工業集団・経済集団はそもそもいかなる組織をもち、またどのような活動を展開したのであろうか。

本稿はまず、この組織の具体的な姿を全国工業集団事務局の公式文書である『経済構成便覧』（Hermann Teschemacher (Hrsg.), Handbuch des Aufbaus der gewerblichen Wirtschaft, Bd.I-III, Leipzig 1936~1937）の第1巻⁽⁷⁾によりながら検討し、ついで第二次大戦直前の状況を示す1939年の工業集団の「活動報告」、Reichsgruppe Industrie, Tätigkeitsberichtの

内容を見ることにする。

1. 全国工業集団・経済集団による工業諸部門編成

ドイツ資本主義を構成する各種の工業部門・業種は、上記『経済構成便覧』第1巻によると1935・36年当時、全国集団(Reichsgruppe)「工業」の下で、27の「経済集団」、229の「専門集団」に分類され、それらは全体として7つの「主要集団」に組み込まれた。

第1主要集団は、鉱山業・鉄鋼業・非鉄金属工業・鑄造業の各経済集団を包摂し、鉱山業は、石炭業等8つの専門集団、鉄鋼業は、製鉄・鉄鋼生産等の3専門集団〔鉄鋼業集団の成員は約250経営〕、非鉄金属〔構成員は314企業〕と鑄造〔同、約1700経営〕は、それぞれ2ないし4専門集団から構成されていた。

以下第2～第7主要集団の経済集団(及び専門集団)と構成員たる企業・経営の数を示すと次の通りである。

第2主要集団

経済集団(及び専門集団〔以下同じ〕)鉄鋼・鉄組立加工(専門集団は鉄管・鉄道車輛、造船等を含め6〔以下同じ〕、同経済集団の成員数約3000経営〔以下同じ〕);機械組立(工作機械等19専門集団、約4000会社);輸送手段製造(自動車等5専門集団、約550経営);航空機工業(飛行機製造等3専門集団、66企業);電機工業(電気機械、変圧機、ラジオ等、24専門集団、1390企業);精密機械・光学(4専門集団、約1100企業)。

第3主要集団

鉄・金属製品加工業(鉄製品、ブリキ製品等、4専門集団、14000～15000

経営)

第 4 主要集団

石材・土（セメント工業等，25 専門集団，約 10000 経営）；建築業（11 専門集団，約 3200 企業）；木材加工（家具工業等，11 専門集団，約 5000 企業）；ガラス工業（3 専門集団，1100 経営）；窯業（8 専門集団，約 750 企業）；製材（4 専門集団，約 10000 経営）

第 5 主要集団

化学工業（硫酸・ソーダ等，19 専門集団，約 5000 企業）；製紙・厚紙・パルプ（4 専門集団，約 800 企業）；印刷・紙加工（8 専門集団，約 6000 企業）

第 6 主要集団

皮革工業（6 専門集団，約 3300 会社）；繊維工業（15 専門集団，約 11000 経営）；被服工業（7 専門集団，約 6000 企業）

第 7 主要集団

食品加工業（17 専門集団，約 25000 経営）；ビール醸造業（約 1100 醸造企業）；麦芽業（約 300 企業）；製糖業（247 経営）；アルコール飲料（8 専門集団，約 60000 経営）

以上の 7 つの主要集団のうち，第 1 集団は，鉱山・鉄鋼など独占資本の支配的な重工業部門＝金属等原料・半製品生産に対応し，第 2・第 3 集団がその加工・組立部門の広範な諸部門を組織化した。電機工業は，第 2 主要集団に属し，化学工業は第 5 主要集団を構成した。繊維工業や食品加工業など生

活資料に直接関連する工業部門は第6・第7主要集団に編成された。

このような編成において中心的な役割を担ったのが単位集団としての経済集団 (Wirtschaftsgruppe) である。1934年2月の経済有機的構成準備法と同年11月同施行令に基づいて、経済集団 (1935/36年に38) は、全企業を強制的加入させる公的な組織として、またカルテルを除いた当該分野唯一の自治的な団体として位置づけられた。いわゆる「自治」(Selbstverwaltung) の原則に立脚したこの組織は、商工会議所の地域的全国的組織と並んで、国家と経済を媒介する中軸的機関として、一方では当該部門の諸企業の利害を代表するとともに、他方では国家的な統制や指令を受け止め、それを経済界に伝え現実化する役割を担った。

ナチズムを特徴づけるいわゆる指導者原理 (Führerprinzip) が組織原理として適用され、各集団の責任者としての「指導者」(Leiter) は、全国工業集団・主要集団の指導者と同様、ライヒ経済大臣によって任命された。経済人の私的なイニシャチヴと経済界の「自治」が承認されるとともに、「公益は私益に優先する」(Gemeinnutz geht vor Eigennutz) をはじめとするナチスの・民族共同体的な原則の実践が要請された。加入強制によって同種企業全体を包括する全国工業集団・経済集団は、このように指導者原理や公益優先原則のナチス的な原理＝イデオロギーの採用という点でも、企業側の個別的な利害を代表する従来までの自発的な経済団体とははっきりと区別される特徴を示した⁽⁶⁾。

経済集団は、指導者 (Leiter) ・指導者代理、顧問団 (当該部門の構成企業の社長・重役や専門家からなる数名～40人前後の組織。特別顧問会が設けられることがある。)、事務局指導者 (Hauptgeschäftsführer) が総括する事務局から構成された。またいくつかの委員会も組織された。たとえば、展示・見本市、法律関係、市場秩序・経営関係、規格化問題、原料・原料価格問題、学校・教育制度、等々の各委員会がそれである⁽⁷⁾。

経済集団は、上述したように下部集団として、業種別のいくつかの専門集団を、時にはさらにその下に下部専門集団を有した。専門集団の指導者は、経済集団の指導者の指名により、全国集団ないし主要集団の指導者によって任命された。経済集団は、各地域と連絡をとるための地域的集団 (Bezirksgruppe) を設けたり、専門集団の事務局をベルリン以外の場所に置いたりした。

各経済集団が 7 つの主要集団の下に配置され、その主要集団が全国工業集団に組織されていたことは上記の通りである。主要集団は、副次的な存在で自らの事務局はもたず、その指導者は全国工業集団の顧問団の構成メンバーとなった。

最上部の組織、全国工業集団の本部は、ベルリンにあり、上記の部門別の集団と、14 の地域的な集団 (Bezirksgruppe) とを統括し、政府・関係当局と直接的に関係した。指導者の下に主要集団指導者 7 人を含む 18 人の顧問 (Beirat) がおり、整備された事務局を有していた。全国工業集団の事務局は、組織・法律関係、人事・財務、外国貿易、財政・金融政策、特許・情報・教育、社会政策関係、国防、市場秩序・経営など、8 の部局から構成され、また重要項目に関して別途委員会 (1935/36 年では 13) が結成された⁽⁴⁰⁾。

1939 年には、鉄鋼業・金属工業・鋳造業・鉄鋼加工・組立業・機械組立業・輸送機械製造・航空機工業・電機工業・精密機械・光学工業・製造原料加工業・鉄鋼・ブリキ加工業・金属製品加工業が「鉄・金属工業専門共同体」(Fachgemeinschaft Eisen- und Metallindustrie) を構成することになった。なお経済集団の編成は 1941 年には別表のような状態を示した。

以上から明らかなように経済集団・専門集団のナチスの機構は、ドイツ経済を構成する工業部門や業種の全体的な編成に対応し、それらを構成するすべての資本主義的企業は、当該団体への加入強制の原則にもとづき、この集団的機構の中に組み込まれた。全国工業集団を頂点とする経済集団 (グルッ

ナチス期ドイツにおける社会的総資本の組織化

経済集団の編成 (1941年)

経済集団	成員企業・ 経営数 ⁽¹⁾	地域集団・同下部 集団・支部集団	専門集団	専門下部 集団
1. 鉱山業	1100 ⁽²⁾	16	5	—
2. 燃料工業	650	—	1	—
3. 鉄鋼業	200	8	2	—
4. 金属工業	400	1	2	—
5. 鋳造業	2300	1	4	—
6. 鉄鋼加工業	1600	1	6	—
7. 機械組立工業	5900	1	17	17
8. 運輸手段工業	950	—	5	—
9. 航空機工業	150	—	—	—
10. 電機工業	2750	1	—	—
11. 精密機械・光学工業	1100	1	—	—
12. 工業原料加工業	3500	1	—	—
13. 鉄鋼・ブリキ製品加工業	5800	2	8	—
14. 金属製品関連工業	7200	1	7	4
15. 石材・土木業	15500	17	18	—
16. 建築業	4100	27	1	—
17. 木材加工業	7100	19	7	22
18. ガラス工業	3000	—	3	3
19. 窯業	900	3	—	—
20. 製材業	11300	24	3	—
21. 化学工業	8900	2	9	4
22. 紙・厚紙・セルロース業	900	14	4	—
23. 印刷業	15400	21	3	—
24. 紙加工業	3200	23	4	9
25. 皮革工業	4550	3	6	1
26. 繊維工業	11900	24	13	49
27. 被服業	7500	10	5	22
28. 食品加工業	24450	2	18	11
29. ビール醸造業	1700	23	2	—
30. 製糖業	300	10	—	—
31. アルコール飲料工業	15900 ⁽³⁾	1	8	—
合計	170200	257	161	142

(1) 50 単位の概数。重複加入を含む。

(2) 経営単位 (鉱山)

(3) これ以外に約 4 万の小醸造所・果実酒醸造所がある。

典拠 Gliederung der Reichsgruppe Industrie. Hrsg. von der Geschäftsführung, 3.

Ausgabe April 1941, Leipzig/Berlin, S.15.

べ)の編成として、また指導者原理と公益優先のイデオロギーに基づき、資本主義的なドイツ工業を支える社会的総資本は、このようにナチス的な形態において国家的に組織されることになった。

2. 全国工業集団・経済集団の結成と指導者

ナチス体制の下での工業企業の組織化は、上述のように集団(グループ)への企業の強制加入制=全企業組織化や、指導者原理の導入と国家的統制・指導という点で、個別的企業の利害を背景とする自由主義的な結合体としてのワイマール期の企業集団とは明らかに異なる特徴を示していた。しかし、ナチス・ドイツのこの企業組織に関して、名著『ビヒモス』の著者F.ノイマンは、「民族社会主義はこれまですでに存在した組織化の型に対して新しいものを殆どつけ加えていない」と指摘し、「ドイツの企業組織化の民族社会主義的構造は、ワイマール共和国のそれと大幅に異ならない」と述べている⁽¹¹⁾。すなわち全国工業集団や経済集団は、ワイマール期の企業組織を継承し、それを再構成しただけであるというのである。それではナチスは、既存の団体組織をどのような形で取り容れ、それをいかに編成替したのであるか。

(1) 全国工業集団

まず全国工業集団について見ることにしよう。工業部門の企業家の全国的な団体は、1876年のドイツ工業家中央連盟(Centralverband Deutscher Industrieller)の結成から始まり、1895年には工業家連盟(Bund der Industriellen)が加工業を中心に組織された。第一次大戦の勃発直後の1914年8月に両団体は結合し、1919年2月に両者は合併して、ドイツ工業全国連盟(Reichsverband der Deutschen Industrie, 以下RDIと略す)が

設立された。それによって、一方では多数の業種別結合体（業種別連合）が、他方ではバイエルンやザクセンの工業家連盟、ライン・ヴェストファーレンの企業家団体「長名連合」（Langnam Verein）など地域的な団体が組織化されることになった⁽¹²⁾。

ナチスによる政権掌握後、ドイツ工業全国連盟は改組され、ドイツ使用者団体連合（Vereinigung der Deutschen Arbeitgeber-Verbände）と一体化され、ドイツ工業全国身分（Reichsstand der Deutschen Industrie）が結成された。そして1934年の立法によって上述のような全国工業集団が編成された⁽¹³⁾。

編成替えの中でユダヤ系の執行部・事務局のメンバーが排除された⁽¹⁴⁾。『経済構成便覧』の編者であるテッシュェマッハーは指摘する。「全国工業集団の構成部局の指導者は、ナチス党（NSDAP）の担当大管区指導者の諒解をえて指名された。それによって経済における党と国家との内的統一を人的な面でも拡大するためである。」⁽¹⁵⁾

全国工業集団の具体化に際して重要な役割を果たしたのが、経済総指導者であったフォン・デア・ゴルトツ伯爵（Graf von der Goltz）とその協力者K.グート（Guth）であったといわれる⁽¹⁶⁾。グート（1889年ネッカースウルム生まれ）は、ニュルンベルク高等商業学校、エアランゲン大学で学び、博士学位取得後、バイエルン玩具・金属品製造業者協会、ブリキ加工業全国協会（ベルリン）の事務長を経て、1934年に経済指導者を補佐する事務局長となった人物である。同年12月に全国工業集団の事務局長に就任し、1945年までその地位で活躍する⁽¹⁷⁾。

グートは次のように述べている⁽¹⁸⁾。「すべての集団の指導者や事務長、全国集団の顧問団の成員は総統代理の了解をえて任命され、経済集団・専門集団・専門下部集団の顧問は、当該管区・大管区指導者の了承にもとづいて命ぜられる。それによって間違いなくナチスの世界観にふさわしい性格・行動

を備えた人物のみが役につくことが保証される」と。

それでは1935/36年の全国工業集団は、どのような人物が執行部を構成していたか。『経済構成便覧』第1巻の記載にもとづき紹介しよう。

全国工業集団指導者：Ernst Trendelenburg。ライヒ内務省，経済省，1923年同次長等々を経て，1935年4月，現在の地位に就任。各種企業（Viag-Konzern）監査役会会長。党所属記載なし。

主要集団Ⅰ・指導者：Ernst Poensgen（合同製鋼社長）。デュセルドルフ鋼管・鉄圧延工場（旧名Poensgen）重役，1910年フェニックスと合併後同社重役，副総支配人，1926年フェニックスの合同製鋼への移行により同社副社長，1935年同社長。ナチス党所属の記載なし。

主要集団Ⅱ・指導者：Rudolf Blohm（ハンブルク顧問官・Blohme & Bob社責任者）。党所属記載なし。

主要集団Ⅲ・指導者：Reinhold Thiel（テューリンゲンのルーラ所在のThiel兄弟有限会社社長。中部テューリンゲン商工会議所会頭，全国工業集団中部ドイツ地区集団指導者，中部ドイツ経済地区経済会議所指導者，全国経済会議所顧問，全国労働・経済顧問）。ナチス党員。

主要集団Ⅳ・指導者：Eugen Vögler（エッセンのビル建設会社社長。工業用建築業全国連盟ライン・ヴェストファーレン部会長，ドイツコンクリート協会会長，エッセン商工会議所顧問，全国工業集団ヴェストファーレン地区集団顧問，グルックアウフ建設会社（ドルトムント），ナチオナル銀行（エッセン）各監査役会長，ほか）。党員所属記載なし。

主要集団V・指導者：Bernhard Pfotenbauer（化学会社メルク（ダルムシュタット）支配人，ダルムシュタット銀行支配人）。1924年上記メルク社入社。ヘッセン経済会議所，経済集団化学工業，専門集団薬品の各顧問兼任。ナチス党员・ドイツ労働戦線所属。

主要集団VI・指導者：Gottfried Dierig（シュレーゲン・ランゲンビーラウ所在クリスティアン・ディーリヒ社重役）。シュトラスブルク大学で化学を学び，1914年父親の上記会社の共同所有者・経営者，兵役，戦後同社復帰，各種経済団体・シュヴァイトニッツ商業会議所・ドイツ工業全国連盟に参加，紡績関係各地会社監査役会員，ベルリン・ハンデルスゲゼルシャフト執行役員，Akademie für deutsches Rechtと同カルテル委員会のメンバー，シュレーゲン貿易局執行役員，全国工業集団シュレーゲン地区集団指導者。党员記載なし。

主要集団VII・指導者：Bruno Schüler（醸造業支配人，ドルトムント・ユニオン醸造会社重役）ドルトムント商工会議所事務局長，ヴェストファーレン振替連盟理事，各種自治体企業監査役。1923年以降ナチス党员，同党金勲章。

全国工業集団は14の地域集団（Bezirksgruppe）を有し，それぞれに指導者を配置した。主要集団や経済集団の指導者を兼任するものが5人で，他の9人のうちブランデンブルクのH.Pahl（Ehrich & Graetz AG重役），ニーダーザクセンのE. Hecker（Ilseder Hütte監査役会長等，ハノーファー商工会議所会頭等歴任），ザールランド・プファルツのH. Röchling（Röchling-Konzern）の3指導者が明らかにナチス党员であった。

(2) 経済集団

次に経済集団の形成について、主だったものだけを取り上げて見ることにしよう。

主要集団 I 所属経済集団

鉱山業集団の前身は、ドイツ全国工業連盟 (RDI) の専門団体 (Fachgruppe) 鉱山業で、旧鉱業協会も経済大臣の認可を得て存続している。指導者 G. Knepper (ゲルゼンキルヘン鉱業会社社長)・事務長 (もと RDI 事務局), とともに党員記載なし。経済集団・鉄鋼は、上の RDI の当該業種団体と Verein Deutscher Eisen- und Stahlindustrieller (1870 年代結成) の二組織を統合、内部団体を整理して結成。指導者 E. Poensgen は主要集団指導者を兼任している。事務局長 J. W. Reichert はドイツ鉄鋼協会事務局長, もとライヒ議会議員。ともに党所属記載なし。非鉄金属部門では、経済集団は旧 Metallbund とドイツ金属圧延・熔解中央連盟から結成された。指導者 O. Fitzner (ブレスラウの鉱業会社支配人) は、1931 年にナチス党入党, SA (突撃隊) にも所属している。また事務長 (E. Puff) もナチス党員である。経済団体・鑄造業では、ドイツ鑄鉄協会など 4 集団が存在したが、現在は価格・市場規則問題のみを担当する。指導者 M. Langenohl (Deutsche Eisenwerk AG 支配人) と事務長ともにナチス党員である。

主要集団 II 所属経済集団

経済集団鉄鋼・鉄組立加工業の下で各種の旧団体は、市場規制の問題を取扱うのみとなる。専門集団の権限はこの集団では強い。指導者 Kessler (エスリンゲン機械工業重役)・事務長ともに党関係の記載はない。経済集団・機械組立業の前身は、1892 年設立のドイツ機械組立工業協会である。上部

組織としてのこの協会の下に約 70 の業種別団体が存在したが、これを統合し、19 の専門集団に編成した。指導者の O. Sack（ライプチヒ所在の合名会社 R. Sack）は、全国工業集団ザクセン地区指導者で、ナチス党员である。交通手段加工業では自動車工業全国連盟はじめ 9 団体が統合され、5 つの専門集団をもつ経済集団となった。指導者 E. Hagemeyer（Adlerwerke 社）の履歴記述なし。経済集団電機工業は、1917 年結成の Zentralverband der deutschen elektrotechnischen Industrie e.V. と Reichsverband der deutschen elektrotechnischen Industrie e.V. から結成された。指導者 W. Braun（フランクフルトの Hartmann & Braun AG 重役）・事務長 H. Lotz（経済団体）はともにナチス党员関係の記載がない。経済団体精密・光学部門もいくつかの団体が統合されて集団となった。指導者 R. Hauptner は、会社所有、プロイセン商業顧問官。事務長とともに党员関係の記載がない。

主要集団Ⅲ所属経済集団

経済集団の鉄・ブリキ・金属製品加工業は、ヴッパタール・エルバーフェルト鉄・鋼製品工業連盟、ドイツ金属工業全国連盟（ベルリン）、ブリキ加工業全体組合（レムシャイト）の 3 組織から形成された。かつては 140 の団体があったが、4 専門集団・8 下部専門集団に整理・統合された。指導者 J. Melmer は Sieg 近在 Firma Schmidt & Melmer 専務取締役。党员関係記載なし。事務長 T. Büchner はナチス党员。

主要集団Ⅳ所属経済集団

経済団体石材・土は、RDI の石材・土分野の業種団体からつくられた。100 近い団体が統合され、26 の専門集団に整理された。指導者の履歴記述なし。経済団体建築業も既存の工業用建築企業全国連盟など 4 組織から結成された。多数の業種団体や地方団体が改組された。指導者 L. Stroux はセメ

ント業団体等法律顧問。ナチス関係の記述なし。木材加工集団の前身は、ドイツ木材工業経済連盟である。指導者 H. Nonn（会社重役）も事務長ともにナチス党员である。

主要集団V所属経済集団

経済集団化学工業の前身は、Verein zur Wahrung der chemischen Industrie Deutschlands E.V. 指導者 E. A. Clemm（カリ化学株式会社ほか重役）は、ドイツ労働戦線とナチス党 SA に所属し、また事務長 E. Ungewitter（苛性カリ・ソーダ本社支配人）は、ナチス党员で、同時にナチス自動車隊員、DAF 所属。印刷・紙加工経済集団の前身は、紙加工工業全体委員会。指導者 K. Seelinger（ライプツヒの製本業者・出版業者、ライプツヒ商工会議所指導者）は、記載はないが、ナチス党员。

主要集団VI所属経済集団

経済集団皮革工業は、64 の業界協会・団体が整理・統合されて結成された。指導者・事務長の党関係所属は記載がない。繊維工業集団は、RDI の業種団体繊維工業が前身の組織である。約 200 あった各種団体の重複は除かれ、下部組織の数は大幅に減少し、15 専門集団、74 専門下部集団に編成された。それらは各業種団体固有の問題を担当する。同経済集団指導者は主要集団指導者と同一人物。事務長は RDI の専門団体繊維工業の事務長であった。経済集団被服業も RDI 下の同業種団体から成立した。地方の特別団体や約 40 あった併立的な組織は整理され、本経済集団・統合された。指導者 H. Tengelmann（Bernward Leineweber AG 社長）の党所属記載なし。

主要集団VII所属経済集団

経済集団食品加工業の前身組織は RDI の団体・食料・嗜好品部門である。

指導者に党所属記載なし。事務長は RDI 上記団体の事務局員。SA. R と記されている。経済集団・ビール醸造業の前身は 1871 年設立の Deutscher Brauer-Bund. 既存の 120 の関係団体は 16 の地区集団に再編された。指導者 E. Röhm は、バイエルンのビール醸造業者で、1933 年以来上記 Bund の執行部員。

以上のように 1934 年 2 月のドイツ経済有機的構成準備法とその 9 カ月後の同法施行法に基づいて組織された全国工業集団と経済集団（及び専門集団）は、すべての資本主義的な工業部門を包摂し、かつ団体への加入義務制（Pflichtmitgliedschaft）を通じて、部門を構成する諸企業を全体として組織した点において、民主的な多数決主義を排除し、「上から」の指令を重視する指導者原理の導入とともに、これまでにない独自の組織原理に立っていたといえる。しかしナチス的なこの組織化は、ワイマール期における企業者団体の展開を前提にし、その成果を引き継ぎながら、その再編成ないし編成替えの形をとって実施された。第一次大戦後に結成されたドイツ工業全国連盟とその部門別ないし業種別団体、19 世紀以来各地で生まれた地方的な業種別の諸組織、さらに長名連合などのラント的な企業者団体、などがそれであった。ノイマンの強調したように、ワイマール期とナチス期の間にはこの点において重要な連続面が存在したことは事実である⁽¹⁹⁾。

このことは旧東独の歴史研究が明らかにしたように、全国工業集団・経済集団の指導者や執行部と既存の巨大企業の企業家、独占資本との人的な結びつきにも示されている。巨大鉄鋼資本の合同製鋼社長の Poensgen が重工業部門（主要集団 I）の指導者となり、1938 年にはマンネスマン（鋼管）の取締役会長 Wilhelm Zangen が全国工業集団の指導者に就任したことはその代表的な現われとすることができる（前出注(3)参照）。

しかしながらわれわれは、このような連続面と同時に、むしろそれ以上に、

上に述べたようなナチス的な組織化の独自性、その特質を重視すべきである
と考える。それは19世紀以降の、とくにワイマール期の企業者団体組織と
の間の断絶面を示すものであり、その特徴はとりわけ民主主義の原則を排除
する、ナチス的世界観と密接に関連した指導者原理の強制と深く結びついて
いた。ドイツ経済有機的構成準備法は、その第1条で「指導者原理の採用」
を規定し、同施行法は、「指導者が民族社会主義国家の観点に立って指導す
べきこと」を求めている(同16条)。

こうして全国工業集団の事務長グートも強調したように、各集団の指導者
は「ナチス的世界観」に適した人物である必要があった。ユダヤ系ないし反
ナチス的な旧幹部は排除され、執行部の大幅な交替が強行された。いわゆる
グライヒシャルトゥンク(Gleichschaltung)である⁽²⁰⁾。

このことを最もよく示すのがナチス党所属の経済人の登用である。『ドイ
ツ経済構成便覧』(1935/36年)においてナチス党との関係が明記された事
例を挙げると、まず鉄・金属製品加工業の第3主要集団、化学工業等の第5
主要集団、食品加工業等の第7主要集団など、3主要集団の指導者がナチス
党员であった。また経済集団の指導者ないし事務長がナチス党员ないし党関
係者である部門は次の通りであった。非鉄金属部門、機械組立業、鉄・金属
製品加工業、木材加工業、化学工業、印刷・紙加工業、などである。全国工
業集団事務局長グートのように党员の記載はないが、同人の写真に見られる
ナチス党記章から党所属が推測される場合もあり、党员記載がない場合でも
党の関係者である可能性があった。いずれにしてもナチス寄りないしナチス
好みの経済人が選ばれたのであった⁽²¹⁾。

3. 全国工業集団の活動

(1) 全国工業集団の重要性

ドイツ工業諸部門のすべての資本主義的な企業は、このように各部門・業種に対応する経済集団・専門集団を単位とする全国工業集団に編成された。経済集団は、1934年2月の法律の冒頭に謳われたように、当該経済部門の唯一の代表としてその利害を代弁するとともに、他方では同施行法第16条に規定されたように、ナチス・ドイツの国家的な要請に対応することが求められた。つまり最大の目的は、営利原則に立った企業の資本主義的な経済活動と、民族共同体の理念から自由放任主義的な営利追及を規制しようとするナチスの立場とを調整することにあった。個々の経済部門に特有な問題については経済集団がこれを担当し、それらを統括し、諸部門に共通し、また部門相互間に関連する諸問題は全国工業集団が対応した。

一般的ないし全体的な問題に関する国家的な諸機関との関係は何よりもこの全国工業集団を通じて実現された。この組織は国家と資本主義的工業全体とを直接的に媒介し、両者の関係を調整する役割を与えられており、第二次大戦前におけるナチス的な経済編成において最も基軸的な位置を占めた。

本節ではこの全国工業集団の1939年の1～9月の活動報告⁽²²⁾ (Reichsgruppe Industrie, Tätigkeitsbericht Nr.1/39-9/39)に基づいて、その活動状況の特徴を見ることにしたい。活動報告書は、同集団の事務局において、事務局長 (Hauptgeschäftsführer) のグートの責任の下で作成され、当時の指導者ツァンゲンに宛てられている。ツァンゲンは、上述したように鉄鋼資本マンネスマン (Mannesmann-Röhrenwerke AG, Düsseldorf) の社長 (1934-1957年) で、1938年に同集団の指導者の地位についていた⁽²³⁾。同人は1927年にナチス党に入党し、親衛隊 (SS) のメンバーでもあった。

この報告書は10数個の項目からなるが、各項目の原稿は同集団の担当部課 (Abteilung) によって作成されたものと推測される⁽²⁴⁾。当時の事務局の構成を記すと次のようになっている⁽²⁵⁾。

事務局長 (Dr. Guth) : 統計調査, アンケート関係, 情報

第I課 (課長 Dr. Schwartz) : 組織, 宣伝・広告・土地関係法律, 経済法・訴訟法

第II課 (同 Dr. Houben) : 庶務・交通, 貨物関係

第III課 (同 Dr. Herrmann) : 租税関係

第IV課 (同 Dr. Koppen) : 外国貿易

第V課 (同 Dr. Döring) : 市場関係, 情報, 特許, 教育, ライヒ文化省関係

第VI課 (同 Dr. Skrodzki) : 原料問題, 工業施設, 国防経済, 通貨問題, 民間保険制度

第VII課 (同 Major a. D. von Düring) : 国土防衛, 工場防衛

第VIII課 (同 Dr. Metzner) : 市場秩序, 経営関係。Teschemacher は本課第3係責任者。

第IX課 (同 Dr. Müllensiefen) : カルテル監視関係, 同各経済集団関係。Müllensiefen は, Kartelle als Produktionsförderer, Berlin 1926; Freiheit und Bindung in der geordneten Wirtschaft, Hamburg 1939・その他を公にしている。

第X課 (同 Dr. Lohmann) : 社会政策関係

第XI課 (同 Dr. Studders) : 職業教育関係

(2) 活動報告の内容～1939年1月の場合～

1939年1月の報告書(18枚)は、1938年12月以降の事業の状況を示しており、次の項目から構成されていた。I 外国貿易, II カルテル監視, III 社

会政策 (Sozialwirtschaft), IV組織, V法制, VI交通関係, VII市場秩序・経営, VIII租税, IX特許・見本・商標, X販売関係, XI工場防衛, XIIその他。

これらの項目に原料関係 (Rohstoffwirtschaft) を加えたものが 1939 年の事業報告全体に共通する内容となっており, 各月の文書はそれらの中から順序不同で 10 数項目を取り上げて報告書としてまとめている。1 月の報告の内容を簡略に紹介しよう。

I 外国貿易

〔対イギリス〕

- a) 1938 年に 12 月 20・21 日に我々はロンドンにおいてイギリス工業連盟事務局と協議し, その中で市場・価格問題に関する両国諸工業間の協力のための土台が作り出された。今後の打合せのため先方は我々が関連工業界にそれを送付することを求めた。上記連盟側で承認されれば, 2 月の間に独英工業家の協議がドイツで開かれるものと予想される。
- b) 特定商品 (とくにズデーテンとオーストリー工業のそれ) の対英輸出を集約し, そのためにロンドンに販売会社を発足させるという提案について, 関連経済団体と検討している。同会社に関する説明。

〔オランダ〕

両国間商品取引に関するオランダ政府との協議が承認される予定。その準備のため我々は工業の希望を取りまとめるように委された。オランダ政府による保護関税への移行の事実を考慮し, 現行関税率の維持について検討している。

〔ベルギー〕

河川工事展示会 (リュティヒ開催) を目的とするドイツ人のベルギー旅行の計画とベルギー政府の対応等について。

〔イタリア〕

独伊政府委員会間協議（1938年12月・ローマ）においてイタリア側の対独割当額取扱に関して提出した我々の苦情が解決を見なかったこと、来年度割当額上げの希望が実現しなかったことなど、について。

〔フィンランド〕

重量商品の従価税原則の転換に関するフィンランド政府の譲歩等について。関税引上げが予測されるのでドイツ工業の苦情が大きくなるものと思われることから、ライヒ経済省は我々に関税要求に関する総括見解の作成を委せた。

〔ポーランド〕

両国政府関係協議と、我々の各種提案の取扱いについて。

〔チェッコ・スロヴァキア〕

新チェッコとの政府委員会の協議の成果。協力の可能性に関する当方での検討について。

〔ハンガリー〕・〔ルーマニア〕・〔アルバニア〕・〔イラン〕～省略

〔英領インド〕

ライヒ経済省の要望により我々は英領インドの市場状況に関する詳細な調査書を作成した。極東での紛争による日本の競争の後退と英領インドでの工業化の進展とに鑑みて、この市場をとくに配慮することが適切と思われる。英領インドはかねてよりドイツの重要な取引相手であり、為替取引の点で著しく重要であり、これまで以上にドイツの輸出関心をここに向けるべきであることを表明した。

為替政策について。

対外無償援助の認可義務の実行困難性に関するライヒ経済省への書簡。

II カルテル監視

ライヒ経済省の要望により、次の調査を実施：ライン・スレート工業に対して同省が指名した仲裁裁判所の作成した規約案について。我々の修正案は同省の承認を得た。同省は強制カルテル法に基づき当方案に沿って規約を修正した。同工業は小企業が多いことから、我々の提案は、企業に対して組織を通じて市場規制を守ることを義務づけるとともに、市場規制の拘束を回避するために企業を委託した相手にも義務づけるもので、経済省はそれに理解を示した。

開業・拡張禁止令の提案が拒否されたため集団指導者の指令により問題解決をはかるという提案について経済省と協議し、良好な印象を得た。

生産力向上のための統一的な統制に関する経済大臣宛の 1938 年 12 月 14 日付提案に端を発する問題：企業の外にいる人物・官吏による市場規制的団体の設立とその影響に関する問題について経済省に説明。集団組織のより強力な介入による規制に関して提案が行われる予定。

III 社会政策

1. 「企業内健康指導」（印刷物）の各経済集団等への配布
2. 労働者住宅の建設

ドイツ建築全権委員局長・ライヒ経済構成局 (Reichsstelle für Wirtschaftsausbau) の要請により労働者住宅必要度について調査を実施し、上記部局に概要を提出した。調査結果はまだ揃っていないが、必要数はすでに 15 万住居に達している。

3. 社会保障

我々の申出に対するライヒ保険局の決定について。

4. 労働時間令

1938 年 12 月 12 日の労働時間令施行令による自動車運転者等の休憩時間

に関連して、企業経営における運転手の増員が不可避となり、この問題に関する〔企業の〕疑念が噴出した。このことにつき経済省に特別扱いを要請した。

5. 重度傷害者法・補償支払について

ライヒ労働省の見解。

外国人労働者（とくに建設業）への上記法律適用について。

IV 組織

専門集団等の整理、統合に関する経済省への提案が準備完了したことに
いて。

V 法律関係

1. 公認会計士法における監査義務に関連して生じた公認会計士と被監査企業
の間の監査料をめぐるトラブルについて。監査料規定の修正に関して、
関連全国団体の承認をえた上で、経済省へ修正案を提出した。
2. オストマルクの株式会社に対する民間経済国家委員会の調停者受入れの
要請について。
3. 複数議決権付株式について。

上記に関するライヒ法務省への我々の問題点指摘と要望、法改正と一部そ
の解決。

VI 交通関係

1. 自動車全権委任局の示唆に基づきブランデンブルクの本省局長の下に委
員会「交通」が組織され、工業代表として我々の提案したハインドル（商
業顧問官）が加わった。同委員会の主たる任務は、モーター付輸送手段を
用いた交通関連の部局との間で、相互の異なった活動方向を調整し、将来

ナチス期ドイツにおける社会的総資本の組織化

は協力体制をつくり出すことにある。本年2月中旬までに上記全権委任局に提案を行う予定。

2. 交通問題

鉄道の渋滞回避のための貨車の配車に関して（生鮮食品、石炭、輸出、西部要塞建設の順による配車）。

Ⅶ 市場秩序・経営

1. 経営関係

経済集団黨業・専門集団果実・野菜加工業の会計様式をライヒ経営委員会に提出した。またドイツ規格委員会との協力強化に関する協議について。

2. 支払・納入条件

全国（ライヒ）食料身分のワイン生産中央団体との協議について。同団体は企業内クラブによるワイン販売の禁止を求める意向を示していたが、上記協議においてそれを見合わせることにした。我々は回状によって上記協議の経緯を周知させ、ワイン販売の自粛を求めた。

3. 価格形成, 4. オストマルク, 5. ズデーテン管区, 以上省略。

Ⅷ 税制

1. 年金金庫・共済金庫

集団金庫への免税措置について。

共済金庫による高齢者等への給付緩和化の措置。

2. 売上税

売上税法施行規程原案に関するライヒ大蔵省との協議の終了とその成果について。

3. オーストリアの税制問題, 4. ズデーテン地方へのライヒ税法導入, 及び5. 家賃税, 以上省略。

IX 特許・見本・商標

省略。

X 販売促進

1. 宣伝, 2. 展示・メッセ, 3. 宣伝分野補習教育, 以上省略。

XI 工場の防空

1～4, 省略。

XII その他

1. 経済スパイ防止, 2. ライヒ文化省等との交渉, 3. 助成, 4. 工業製品見本政策。省略。

以上1月15日付の事業報告に関してその項目を簡単に紹介した。それらからわかるように全国工業集団は、ドイツの各種工業部門・諸資本の利害を代表しつつ、イギリス工業連盟と独自の通商上の協議を実施したり⁽²⁶⁾、ライヒ経済省をはじめとしてライヒ外務省、大蔵省などライヒ政府に対して、個々の問題に関して自らの立場を表明するとともに、他方では政府各省・局の要請や希望を受け止め、それに対応したり、政府の方針に対して修正的な見解を提示したりした。同時にドイツ工業諸部門の企業経営問題や社会政策・租税制度などについても積極的に対応し、それらに関して経済集団・専門集団と提携した。

公益優先原則に立脚したナチス的な国家統制、自由主義的営利原則の国家的規制の方向に対して、ドイツ経済界が、自らの利害に立って対応し、両者が妥協のない協力的な関係をつくり出していることがうかがえる。経済界

と国家との間のこのような対立と協力の関係はさまざまな分野で示されたが、そのなかから営利原則と市場関係に直接結びつくカルテル問題を取り上げ、全国工業集団がどのような観点から問題に対処したかを見ることにしよう。

(3) カルテル問題への対応

ナチス体制の下で諸企業のカルテル的結合は、強制カルテル法（1933年7月）や、経済力濫用取締令（1923年）の改正等により、いくつかの変更はあったが、排除されることなく基本的には存続した。それでは本稿の対象としている経済集団・全国工業集団とこのカルテル的団体とはいかなる関係にあったのだろうか⁽²⁷⁾。

経済集団は、本来、競争制限的カルテル的な団体と区別され、その目的は、能率向上ないし生産力拡大（Leistungssteigerung）の観点に立ったいわゆる市場秩序（Marktordnung）の確立にあり、むしろ市場規制的な性格を強く有するカルテルを監視することを任務の一つとしていた。全国経済集団ないし経済集団は、カルテルの条項や決定を含んだカルテル一覧（Kartellverzeichnis）を保管し、また市場規制的な措置や準備に関する情報を入手するため、その代表者は既存ないし準備中のカルテル的結合体の会合に参列することができた。集団組織はカルテルの会合において全体的な利害を代表し、また集団の立場に反する決定に対してライヒ経済大臣に異議を申し立てたり、あるいは強制カルテルの設立の申請を事前に審査する権限を有した⁽²⁸⁾。

全国工業集団による「カルテル監視」（Kartellaufsicht）は、先に紹介した諸項目のうち生産力拡充の目的と結びついた「市場秩序と経営」（Marktordnung/Betriebswirtschaft）の事業と不可分の関係にあり、1941年には「カルテル監視」の担当部門は後者に吸収された⁽²⁹⁾。

1938年12月の「カルテル監視」の事業については上述したが、1939年1

月と同様2月の報告においても、全国工業集団は引続きライヒ経済省をはじめ政府に対して活発な折衝を行っている。たとえば強制カルテル協定の規程（例：肥料用石灰シンジケートの仲裁裁判規定）に関する苦情を伝え、私的仲裁裁判権による独立した処理を求める工業集団の要請に同省は同意している。

経済省との話し合いにより、同省の承認を得たカルテル規定への集団の異議申立ては、先ず同省に向けられ、当該カルテルないし経済集団には従来通り直接には提示されないことが確認された。カルテルの決定に対する異議も経済省の求めで、同省に提出されねばならないということになったと記されている。

またセメントカルテルの市場規制に関する同省の措置に関連して、同集団は討議段階での参加を求めた。他方4か年計画生産所（たとえばスフ）による市場規制について、同省の了解を得て調査を実施している。

3月の事業報告は、価格形成全権委員（Preisbildungskommissariat）との間で、カルテル一覧に関する観点や経済組織の参加、その評価の仕方に関して討議が行われ、その扱いを秘密事項とすること、各工業部門でのカルテルの数的分布の公開を求める要望を却下する点で合意に達したと記している。カルテルはその種類により異なった意義を有しており、その公開により誤解が発生する可能性があることが理由とされた。

経済省は、工業用セメントの割当（配給）制を決定するが、これに関連して石材・土経済集団は、経済省に対して、ドイツセメント供給共同体の設立に関する同省案の強制規定に反対する文書を提出している。全国工業集団は、供給共同体の設立なしに経済的な仕方でもセメントを市場供給する対抗提案を示したため、同省はセメントの割当（配給）を全国集団に委託した。

他方同集団は針金カルテルの内部対立に関して、同省の要請によりその改善を検討したり、また新しい仲裁裁判所規程を実施しないカルテルに対して

は、その実行を求めたりしている。

1939年4月の事業報告では、経済省の委託により全経済分野の市場規制的な団体（カルテル）の存立資格を調査し、市場規制の機能を果していない団体の解組を提案している。それによって市場拘束の数が是正され、世論の印象が改善されるのを期待した。また加工業の市場規制的結合が、計算カルテルと商標共同体の役割をも果すように改正がなされた。

これまで連絡がなかったカルテルを調査した結果、価格立法上必要な認可の更新なしに市場規制を行ってきたことが判明したので、価格全権委員による罰則が行われる前に改善するように連絡した。

5月になると「カルテル監視」部門は、カルテル団体の規約類に関する助言の作成に追われた。会合への出席、当該地方・場所の事情調査を通じて、状況を具体的に把握すべく努め、その際多数の中小経営によるカルテル的結合体（2事例）に、どこまで指導者原理を適用すべきかが問題となった。

経済省は価格届出所（Preismeldstellen）を「カルテル監視」部門の下に配置し、これをカルテル一覧に含めることにしたが、これは集団側の提案に沿った決定であった。

その他窯業でのカルテル法適用の問題に関する調査、シンジケートの参加企業からの苦情への対応、輸出カルテル新設の役割評価、セメント工業・針金工業の市場秩序の修正作業への参加と大管区アドバイザーとの協議、等々の作業に関係した。

以上のように全国工業集団とカルテル的団体との関係は、基本的にはライヒ経済省を媒介にして展開した。その際工業集団は政府に対して、またカルテルに対しても、対立的というより、むしろ協力的な関連を保った。1939年6月にはライヒ経済省は、これまで認めていなかった経済集団による市場規制に関しても一定の条件の下でそれを許可した。また集団リーダーとカル

テル執行部との間の人的一体化の排除（Personaluniontrennung）の原則に関しても、特定の場合には両者の重複が認められた。

以上の事実は、L. ツンペや D. カーンらが強調したように、全国工業集団・経済集団に対する巨大企業とその結合体の影響力の強さを物語るとしても、しかしこのことをもってこのナチスの機構と独占資本との一体化を結論することはできない。社会的総資本の結集体としてのこの集団機構の中には、独占資本が支配する重化学工業部門と並んで、数の上では圧倒的に優勢な中小規模の資本家的企業によって構成される多数の加工・組立工業部門が包摂されており、それらの諸分野でも中小資本の結合体としてのカルテルがつくり出されていたからである。1934 年の強制カルテル法は、これまでの非独占的な中小資本の結合を容易にし、それを通じて、加工業諸部門での深刻な過当競争の状況が改善され、「適正」な利潤の確保が可能になった。全国工業集団はこのような利害を考慮せざるをえず、その限りで同集団は独占資本のみでなく、中小資本をも含めた社会的総資本の立場に立っていたといえることができる。

自由放任主義的な競争関係がごく一部の経済的実力者の優位を生み出し、多数の企業経営の犠牲に結びついたことを反省し、「健全な競争」（Wettkampf in gesunder und auständiger Bahn）をつくり出すこと、これが全国工業集団がめざす「市場の秩序」（Ordnung des Marktes）であった⁽³⁰⁾。

「市場秩序」の観点は、1936 年 4 年計画との関連で、工業生産力の拡大（industrielle Leistungssteigerung）や経済効率性（Wirtschaftlichkeit）の促進の国家的要請と結びつく⁽³¹⁾。全国工業集団は、経営的能率の向上や生産力拡充の目的のために、会計・簿記・原価計算の合理化や規格化の促進のために全力を注いだ。また工業用セメントや木材等の割当、企業内社会政策、工場防空その他多くの部面においても政府に協力した。全国工業集団は、そ

の際一方では企業側の立場を代表し、その利害を政策に反映させ、他方では国家的な諸政策を受け止め、その具体化を支える役割を果たしたのである。

このような関係が1939年9月の第二次大戦開始以降いかに変化するかについては別稿で分析することにしよう。

《注》

- (1) アメリカ合衆国ではたとえば、Robert A. Brady, *The Spirit and Structure of German Fascism*, 1. publ., 1937, Reprint, New York, 1969, IX, 日本青年外交協会研究部訳、同協会出版部、1939年；Franz Neumann, *Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism*, New York, 1942, Part Two. 岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳、みすず書房、1963年；Otto Nathan, *The Nazi Economic System. Germans Mobilization for War*, 1. publ., New York, 1944, Reprint, 1971. 日本での関心については、拙著『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店、2008年、Ⅲ～Ⅴ、参照。同時代のドイツで刊行された経済組織化関係の文献はかなり多数ある。下記の書物はその代表的な例である。A. B. Krause, *Organisation von Arbeit und Wirtschaft*, Berlin 1935；Eberhard Barth, *Wesen und Aufgaben der Organisation der gewerblichen Wirtschaft*, Hamburg 1939；Friedrich Homann, *Die deutsche Wirtschaftsorganisation*, Berlin 1943.
- (2) Arthur Schweitzer, *Big Business in the Third Reich*, Bloomington, 1964.
- (3) Wolfgang Blayer, *Reichsgruppe Industrie — eine wirtschaftliche Kommandostelle des „totalen Krieges“*, in: *Monopole und Staat in Deutschland 1917-1945*, Berlin 1966；Lotte Zumpe, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin 1979 (Vaduz/Liechtenstein 1980)；Dietrich Eichholz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. II, Teil 1, Nachdruck, München 2003.
- (4) 栗原優「ナチス経済社会体制の成立」神戸大学文学部『紀要』5, 1975年、とくに第二章第三節以下。また同著『第二次世界大戦の勃発』名古屋大学出版会、1994年、第二部第三章。なおWerner Sörgel, *Die Neuordnung des industriellen Organisationswesens 1933/35*, in: H. J. Varain (Hrsg.), *Interessenverbände in Deutschland*, Köln 1973.をも参照。
- (5) Daniela Kahn, *Die Steuerung der Wirtschaft durch Recht im nationalsozialistischen Deutschland. Das Beispiel der Reichsgruppe Industrie*, Frankfurt a. M. 2006. なおナチス期の経済団体の全体的な展開については、

- Ingeborg Esenwein-Rothe, Die Wirtschaftsverbände von 1933 bis 1945 (Schriften des Vereins für Socialpolitik, Neue Folge Bd. 37) Berlin 1965.
- (6) 中小規模の資本主義的企業的重要性に関しては、拙著『ドイツ中小ブルジョアジーの史的分析』岩波書店、1989年、参照。
- (7) H. Teschemacher (Hrsg.), Handbuch des Aufbaus der gewerblichen Wirtschaft, Bd. I-III, Leipzig 1936-1937 の第1巻は Jahrgang 1935/1936 (1935年11月25日終了)となっており、出版は1936年である。この巻には、Reichsgruppe Industrie のほかに、同 Energiewirtschaft (動力)、同 Banken (銀行)、同 Versicherungen (保険)が収録されている。Bd.IIはJg.1936で、出版年は1936年、Reichsgruppe Handel (商業)、Bd.IIIは、Jg.1937、出版は1937年で、Reichswirtschaftskammer/Wirtschaftskammer/Industrie- und Handelskammerを収めている。Bd.IIIに関しては、拙稿「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造～地域経済のナチス的編成～」明治大学『政経論叢』第75巻第5・6号、2007年3月、またReichsgruppe Industrieについては Zumpe, a. a. O. Anhang,をも参照。
- (8) Teschemacher (Hrsg.), a. a. O., S.7ff.; Barth, a. a. O., I. ほか。
- (9) たとえば Die Wirtschaftsgruppe Papierverarbeitung, August 1939, Leipzig 1939.
- (10) Teschemacher (Hrsg.), a. a. O., S.13-31; Zumpe, a. a. O.
- (11) Neumann, a. a. O., p.235, 240. 邦訳, 211, 215各頁。
- (12) Teschemacher (Hrsg.), a. a. O., S.23f.; Neumann, a. a. O., pp.238, 訳 212 頁以下。
- (13) この間の詳細な経緯については、栗原、前掲論文、また Sörgel, a. a. O. 参照。
- (14) 栗原、前掲論文、218 頁以下、Sörgel, a. a. O., S.260.
- (15) Teschemacher, a. a. O., S.24.
- (16) A. a. O., S.24. Graf von der Goltz については、Das Deutsche Führerlexikon 1934/1935, Berlin 1934, S. 151.
- (17) Teschemacher (Hrsg.), a. a. O., S.22 の Karl Guth, Lebenslauf 参照。党所属の記述はないが、当人の写真の身につけたナチス党記章から、党员であることがわかる。
- (18) Karl Guth, Die Reichsgruppe Industrie, Berlin 1941, S.34.
- (19) このことは Teschemacher ら同時代人の認識でもあった。たとえば同様にライヒ経済省参事官 Barth の著作 a. a. O., S.25ff.
- (20) Barth, a. a. O., S.26, S.30.

- (21) 商工会議所のグライヒシャルトウングについては、前掲拙稿、参照。全国工業集団・経済集団と独占資本との密接な関係は、旧東独の実証研究（注(3)参照）が明らかにしている。各集団の指導者と企業との関係については、とくに Zumpe, a. a. O., Dokumente/Übersichten 2 (Annelise Rohde) を参照。
- (22) Reichsgruppe Industrie, Tätigkeitsbericht 1939-1945 の複写されたものを筆者はドイツ連邦共和国ミュンヘン市の Institut für Zeitgeschichte のアルヒーフ・図書館で閲覧することができた。同史料について 1938 年以前の報告書が存在することかどうかは明らかではないが、史料には Bergbau-Archiv の押印（複写）が付されているので、同 Archiv で確認する必要があるだろう。
- (23) W. Benz/ H. Graml/ H. Weiss (Hrsg.), Enzyklopädie des Nationalsozialismus, Stuttgart 1997; 工藤章著『20 世紀ドイツ資本主義』東京大学出版会, 1999 年, 389 頁。
- (24) 1945 年の Tätigkeitsbericht は、同年 1 月付のそれが最終文書となっているが、史料には 2 月ないし 3 月の日付で、それぞれ 5 つの課が作成した未完成の原稿が付されており、戦争末期の混沌した状況と同時に、活動報告の作成過程の様子を知ることができる。なお、本節で分析する 1939 年の報告には、「極秘」(streng vertraulich!) と記されているが、1942 年 1 月以後は、機密保護に関わることがらは、活動報告の内容から除かれた（但し大半は「機密」とされ、公表や複製は禁ぜられた）。
- (25) Gliederung der Reichsgruppe Industrie. Die Aufbau der gewerblichen Wirtschaft in Einzeldarstellung. Hrsg. von der Geschäftsführung, 2. Ausgabe Juni 1939, Leipzig 1939.
- (26) 対英関係が緊張度を増す中での両国経済界のこのような協議の意義に関しては次の研究を参照。Christel Nehrig, Die Verhandlungen zwischen der Reichsgruppe Industrie und der Federation of British Industries in Düsseldorf am 15. u. 16. März 1939, in: Jahrbuch für Geschichte, Bd. 18, 1978.
- (27) 両者の関係に関する同時代日本の研究としてはとくに静田均著『カルテルと経済団体』日本評論社, 1943 年, 第 4 章, が重要である。独占資本と経済集団との緊密な関係を重視する旧東独の研究やカーンの場合には、両者の相違やライヒ経済省—全国経済集団の「市場秩序」の原則=観点の独自性に対する関心が後退する。
- (28) Barth, a. a. O., S.79.; H. Müllensiefen/W. Dörinkel, Kartellrecht, Berlin 1938, XV, 42ff.
- (29) Reichsgruppe Industrie, Tätigkeitsbericht, 1940.

- (30) Reichsgruppe Industrie, Marktordnungsgrundsätze der Reichsgruppe Industrie, Berlin (O.J.), 参照。「市場秩序」の観点は、ライヒ経済省や価格形成全権委員会 (Reichskommissar für Preisbildung) の立場に他ならない。この点については別稿で論じることとしたい。
- (31) Heinz Müllensiefen, Industrielle Leistungssteigerung und Förderung der Wirtschaftlichkeit im Rahmen des Vierjahrsplans, in: Otto Mönckmeier (Hrsg.), Jahrbuch der Nationalsozialistischen Wirtschaft, München 1937. なお業績向上と結びつく競争に関する同時代経済学者 L. ミクシュ (Miksch) の理論的立場については、雨宮昭彦著『競争秩序のポリティクス』東京大学出版会, 2005 年, 参照。